

第 189 通常国会に提出予定の法案に対する評価と対応（★は最重点法案）

1. 持続可能で健全な経済の発展

(1) 予算関連法案

法案概要	2014 年度補正予算案は、地域消費喚起・生活支援や子育て支援、地方活性化、災害・危機対応等が盛り込まれ総額 3.1 兆円となった。 2015 年度予算案は、当初予算としては過去最大の 96.3 兆円となったものの、社会保障費を抑制するため、介護報酬のマイナス改定、生活保護制度の住宅扶助特別基準の引き下げおよび冬季加算の見直しなどが盛り込まれた。
連合としての評価・留意点	暮らしの底上げ・底支え、格差是正、社会的セーフティネットの強化など、働く者・生活者の視点に立った内容が不十分であり、評価できない。
連合として取り組むべき事項	予算の内容・規模が十分精査され、必要な修正が行われるよう、民主党と連携をはかりつつ、国会審議への対応を行う。

(2) 税制改正関連法案

法案概要	法人課税について、法人実効税率を 2015 年度に 2.51%引き下げる。代替財源として外形標準課税の強化等を盛り込む。 個人所得課税・資産課税について、少額投資非課税制度（NISA）や贈与税の非課税枠の拡充等をはかる。 消費税率 10%への引上げ時期を 2017 年 4 月とする。消費税転嫁対策特別措置法の適用期限を 2018 年 9 月まで 1 年半延長する。
連合としての評価・留意点	企業の収益力と国際競争力の向上を優先する一方で、所得再分配機能の強化など生活者目線に立った暮らしの底上げをはかる観点が欠如しており、評価できない。
連合として取り組むべき事項	民主党と連携をはかりつつ、国会審議への対応を行うとともに、連合税制フォーラム（2015年2月25日）等を通じて連合の問題意識の共有をはかる。

(3) 不正競争防止法改正案

法案概要	我が国企業の営業秘密漏えい防止についての環境整備を行うため、企業の秘密管理レベルの向上、刑事罰による抑止力、民事救済の充実という 3 つの視点から、最新の技術開発や内外の不正など営業秘密侵害事例に即して、さらに実効性を高めるために必要となる措置を講じる。
連合としての評価・留意点	概ね妥当な内容であり、評価できるが、法案の実効性を高める中で、従業員に対して過度な負担や制裁にならないよう留意が必要である。
連合として取り組むべき事項	法案成立と各施策への早期着手を求める。 上記の留意点に対しては、関係審議会などで具体化に向けた議論において意見反映に努める。

(4) 特許法改正法案

法案概要	職務発明制度について、①使用者等に対し、契約や勤務規則等の定めに基づき、発明のインセンティブとして、発明成果に対する報いとなる経済上の利益を従業者等に付与する義務を課すことを法定する、②政府は、インセンティブ施策についてのガイドラインを策定し、使用者等はその手続に従って、従業者等との調整を行う、③特許を受ける権利は初めから使用者等に帰属する、との見直しが行われる見込みである。
連合としての評価・留意点	現行制度（従業者帰属）を維持すべきであり納得し難い改正である。しかしながら、審議会において、①本改正はインセンティブの切り下げを目的とするものではないこと、②従業者には、現行の職務発明制度における法定対価請求権と実質的に同等の権利が保障されること一などが確認されたことから、従業者の発明のインセンティブの確保に対する最低限の制度的担保は設けら

	れたものと受け止める。
連合として 取り組むべき事項	審議会で確認された内容が反映されるよう、民主党と連携をはかりつつ、法案の精査・補強など国会審議への対応を行う。

2. 雇用の安定と公正労働条件の確保

(1) 労働者派遣法改正法案★

法案概要	派遣期間制限について、現行の業務区分を廃止し、個人単位（同一派遣労働者の受入は3年）と派遣先単位（課単位での派遣労働者受入開始から3年、ただし過半数労働組合等からの意見聴取で延長可）による制度に見直す。なお、派遣元で無期雇用されている派遣労働者については、上記期間制限の例外とする。また、「均衡待遇」の推進に関する措置を講ずる。
連合としての 評価・留意点	「派遣労働を臨時的・一時的な働き方」とする原則が骨抜きにされ、実質的に派遣期間制限が撤廃されるものであり、労働者保護の大幅な後退を招く恐れが大きい。さらに、派遣労働者の処遇改善についても「均衡待遇の推進」に留まり、世界標準である「均等待遇」の原則が導入されず根本的な処遇改善が講じられていない。
連合として 取り組むべき事項	労働者保護を後退させる政府法案の成立を阻止し、派遣労働者の雇用安定や処遇改善の強化につながる法改正とすべく、労働基準法改正法案への対応と一体的に、国会対策と大衆運動の展開を含めた世論喚起などに取り組む。

(2) 労働基準法等改正法案★

法案概要	「日本再興戦略」改訂2014で示された、①「働き過ぎ防止のための取り組み強化」、②「時間ではなく成果で評価される制度への改革」（ホワイトカラーエグゼンプションの導入）、③「裁量労働制の新たな枠組みの構築」、④「フレックスタイム制の見直し」の4つの具体的事項について、現在労働政策審議会労働条件分科会で建議とりまとめに向け議論を行っており、その建議を踏まえた労働基準法改正法案が提出される見込みである。
連合としての 評価・留意点	ホワイトカラーエグゼンプションは、ワーク・ライフ・バランスに反し、過労死等を招く制度であり容認することはできない。すべての労働者を対象とする「勤務間インターバル規制の導入」や「労働時間の量的上限規制の法定化」といった長時間労働防止策、実効的な休日・休暇の取得促進策を講じるべきである。
連合として 取り組むべき事項	労働者の健康・安全の確保と生活時間保障の観点から、実効ある長時間労働抑止策を求める建議とすべく、審議会で意見反映に努める。また、法案審議段階には、労働者派遣法改正法案への対応と一体的に、国会対策と大衆運動の展開を含めた世論喚起などに取り組む。

(3) 民法（債権関係）改正法案

法案概要	民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応をはかり、国民一般に分かりやすいものとする観点等から、国民の日常生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う。
連合としての 評価・留意点	2014年8月26日に取りまとめられた「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」は、事情変更の原則の法定化が見送られるなど、これまで連合が表明してきた懸念や心配が概ね解消された点で評価できる。
連合として 取り組むべき事項	労働契約や労働関係を巡る紛争、労働債権確保に悪影響をもたらさず、労働者の権利を後退させない法案となるよう、また、十分な経過措置が講じられるよう、審議会で意見反映に努める。法案に上記懸念が残る場合は、懸念を払拭すべく国会対策に取り組む。

(4) 技能実習新法案（仮称）等★

法案概要	技能実習制度について、国際貢献を目的とする制度趣旨を徹底する運用に向け、法律に基づく新たな制度管理運用機関の設置など、「制度の適正化」をはかる。同時に、優良な監理団体等で実習する技能実習生に対して実習期間の延長等を認めるなど、「制度の拡充」をはかる。
連合としての評価・留意点	「制度の適正化」については、技能実習生への人権侵害行為や労働関係法令違反が多発する状況の是正につながることから評価できる。他方、「制度の拡充」については、技能実習制度が抱える課題を助長する恐れがあり、「制度の適正化」に向けた施策が着実に実行されその効果が認められない限り実施すべきでない。
連合として取り組むべき事項	法案の早期成立を求める。ただし、技能実習制度が抱える課題を助長しかねない「制度の拡充」について法案に懸念が残る場合は、懸念を払拭すべく国会対策に取り組む。

(5) 若者雇用対策法案（仮称）★

法案概要	就職準備段階から、就職活動段階、就職後に至るまで、若者雇用対策が社会全体で推進されるよう、勤労青少年福祉法を抜本改正し、若者雇用対策の新たな法律として整理する。労働政策審議会職業能力開発分科会若年労働者部会の報告および職業安定分科会雇用対策基本問題部会の議論では、就職活動段階での企業側の適切な情報提供、若者育成認定企業（仮称）の創設、関係者の連携強化等の施策が盛り込まれる見込みである。今後1月中に雇用対策基本問題部会報告がまとめられ、2月中に法案要綱が検討される予定である。
連合としての評価・留意点	若者雇用対策を総合的かつ体系的に取り組むための法的整備であり、労働政策審議会の報告に基づく内容となれば、概ね評価できる。
連合として取り組むべき事項	若者雇用対策に実効性のある法律となるよう、政府・各党への働きかけや国会審議への対応を行うとともに、早期成立を求める。

(6) 職業能力開発促進法等改正法案

法案概要	労働者の職業能力開発に向けた労働市場インフラを強化する観点から、現行の技能検定でカバーできない対人サービス分野を重点とした実践的な職業能力評価検定制度の整備、法律上の根拠規定を創設した上での「ジョブ・カード」の普及促進および専門性のある「キャリア・コンサルタント」の養成・普及、都道府県労働局の地方における職業能力開発行政拠点化などを行う。
連合としての評価・留意点	「職業能力開発促進法の改正等に関する当面の考え方について」（第14回中央執行委員会確認／2014.11.20）で示した考え方が概ね盛り込まれており、評価できる。ただし、中高齢者・障がい者の職業能力開発や専門実践教育訓練の講座開発など、検討課題は残されている。
連合として取り組むべき事項	法案の早期成立を求めるとともに、残された課題に関する検討を早期に開始するよう求める。

(7) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案★

法案概要	雇用の分野等における女性の活躍を推進するため、国が基本方針を定めるとともに、民間事業主に対して状況把握・課題分析・一般事業主行動計画の策定を義務付け、国および地方公共団体等に対しても状況把握・課題分析・特定事業主行動計画の策定を義務付ける。
連合としての評価・留意点	女性の活躍に資する内容であり一定の評価はできるが、把握する項目から賃金が除外されていることや、非正規労働者に対する内容が不十分であるなど、一部の女性労働者だけの施策に留まる懸念がある。
連合として取り組むべき事項	臨時国会で廃案となった同法律案の速やかな再提出を求めるとともに、実効性を確保するための十分な国会審議を政府・政党に求める。

(8) 女性が活躍できる社会環境の整備の総合的かつ集中的な推進に関する法律案（与党議員立法）

法案概要	女性の活躍を推進するための、雇用や税・社会保障等、広範に渡る分野における支援体制の整備について定めた理念法である。
連合としての評価・留意点	就業形態の多様化等、労働法制に係わる分野や税・社会保障など極めて広範な分野に関して記載があるが、理念法ということもあり条文の指し示す中身が不明瞭である。また、既存法との関係も明らかでない。評価できるとは言い難い。
連合として取り組むべき事項	労働法制に係わる分野は労働政策審議会を経るべきであり、廃案を求めている。

(9) 女性の健康の包括的支援に関する法律案（与党等議員立法）

法案概要	女性の心身における特性および社会の変化に対応した、健康の包括的支援に関する施策を定めた理念法であり、具体的な取り組みについては、国が定める基本方針によると規定されている。また、基本方針を議論する会議体設置なども盛り込まれている。
連合としての評価・留意点	働く女性が健康に就業継続できるための視点が盛り込まれておらず不十分である。また、女性の生涯を通じた性と生殖の権利・健康（リプロダクティブヘルス/ライツ）に関する記載がなく、女性の「産まない権利」等が侵害される懸念がある。
連合として取り組むべき事項	働く女性の視点や女性の権利に関する文言に関する修正を政府・政党に求める。

3. 「全世代支援型」社会保障制度のさらなる推進

(1) 医療保険関連改正法案★

法案概要	「プログラム法」に沿って、医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平性を確保する観点から、主に、①市町村国保への財政支援、財政運営責任の都道府県移行、②後期高齢者支援金に係る負担の全面総報酬割の導入、③後期高齢者に対する保険料軽減特例の見直し、④協会けんぽに対する国庫補助率の見直し、⑤所得水準の高い国保組合に対する国庫補助率の見直し、⑥医療費適正化計画の実効性確保、⑦患者申出療養（仮称）の創設一等の見直しが盛り込まれている。
連合としての評価・留意点	「プログラム法」で示された改革項目に限定されており、高齢者医療制度の抜本改革が先送りされたほか、総報酬割の拡大によって生じる国費を市町村国保に優先活用するなど、問題の多い内容となっている。
連合として取り組むべき事項	被用者保険と地域保険の2本建てによる国民皆保険の堅持と持続可能な医療保険制度の確立に向けて、被用者保険関係団体とも連携しながら、「医療保険制度改革に対する連合の考え方と今後の対応」（第12回中執確認）および「同対応（その2）」（第14回中執確認）に従い国会審議を通じて法案修正を求める。

(2) 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）関連法案★

法案概要	独立行政法人であるがゆえに独任制となっているGPIFのガバナンスについて、合議制とし、その監督の下で執行を行う体制への見直し等のための必要な法改正を行う。
連合としての評価・留意点	法案の内容について明らかになった段階で評価するが、特に以下の考え方を重視して対応する。 保険料拠出者である労使代表が参画し、確実に意見反映できるガバナンス体制（労使をはじめステークホルダーの参画の下、合議制により意思決定する仕組み）を構築することが重要である。
連合として取り組むべき事項	「年金積立金はだれのもの？」シンポジウムの開催などにより、問題点の周知を図るとともに、国会対策を進め、必要に応じて法案の修正を求める。

(3) 確定拠出年金法等改正案

法案概要	①個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度の創設、②DCの拠出限度額の年単位化、③個人型DCの加入可能範囲および拠出限度額の見直し、④企業年金等のポータビリティの拡充等に関わる必要な法改正を行う。
連合としての評価・留意点	法案の内容が明らかになった段階で評価するが、以下の考え方を重視して対応する。 ポータビリティの拡充は評価できる。企業年金の普及と厚生年金基金解散後の受け皿づくりが重要。一方、DBが企業型DCへ、企業型DCが個人型DCへ安易に流れないように労働組合としてチェックすることが必要である。
連合として取り組むべき事項	厚生年金基金解散後の企業年金制度への移行促進と、企業年金の普及促進に向け、企業年金制度勉強会（2015年2月上旬予定）などを行うとともに、国会審議において確実な制度の実施を求める。

(4) 社会福祉法等改正案

法案概要	社会福祉法人が税制面で優遇を受けていることや公益性が高まっていることを受けて、理事・役員などの親族制限や運営の透明性、内部留保の活用などについて、必要な法改正を行う。 また、介護職員の人材確保に関し、法整備や指針の策定を行う。
連合としての評価・留意点	社会福祉法人改革に向けた法整備を行うことは評価できる。労働者の処遇改善、労働関係法令遵守、財務諸表の公表、理事会の公益性の確保、理事・役員などの親族制限、内部留保の地域公益活動への活用と用途制限の徹底を進めることが重要である。 人材確保については、介護・福祉労働者の資格制度のあり方などについて、さらに検討を進める必要がある。
連合として取り組むべき事項	民主党と連携をはかりつつ、法案の精査・補強など国会審議への対応を行う。

4. 民主主義の基盤強化と国民の権利保障

(1) 刑事司法制度改革関連法案

法案概要	適正手続のもとでの事案解明や誤判防止などの観点から、取調べの録音・録画制度の導入、被疑者国選弁護制度の拡充、証拠開示制度の拡充などの改正を行う。
連合としての評価・留意点	取調べの録音・録画制度の対象事件が裁判員裁判対象事件や検察独自捜査事件に限られるなど不十分な点も多々あるが、刑事司法制度改革の第一歩として最低限の事項を担保し得たものと評価する。
連合として取り組むべき事項	「法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会」でとりまとめられた内容が反映されるよう動向を注視するとともに、法案の成立に向けて政府・政党に働きかけを行う。

(2) 人権侵害救済法案（仮称）法案（民主党議員立法）

法案概要	人権侵害に対する十分かつ迅速な解決と救済を目的とし、2012年11月に国会へ提出されたが、審議に入れず廃案となったものである。
連合としての評価・留意点	民主党提出の法案は妥当な内容である。
連合として取り組むべき事項	「人権フォーラム」を開催（2015年5月予定）し、構成組織と情報を共有するとともに、「人権集会」を開催（時期未定）し、部落解放中央共闘会議と連携した各種行動に取り組むなど、法案の早期提出・成立を求める。

以上